

6次申請第2回補正に対するコメントの対応状況

No.	コメント内容	コメント回答
2892	0126-臨界1 970頁渦電流検査装置仕様表(表二設-16)、972頁γ線走査装置(表二設-17)等で[4.2-設1]に「直径50.8mm以下の場合は立体角評価の対象外」と追記されたが、理由を添付説明書に記載追記方。(1028頁加工棟γ線走査装置(追表二設-10(2次))も同様。)	添付説明書-設1の設計番号の説明(p5315)に、事業許可(p6)で示しているとおり直径50.8mm以下の配管は接続する本体機器の中性子実効増倍率に影響を与えないことから、それに相当するユニットについても複数ユニット評価に含めない旨を追記します。
2893	0126-臨界2 ・[529]スクラップ貯蔵棚(粉末用)(作業室(2))について、P5433の説明においてユニット表面間距離を確保するため、隔離管理線を引くかスパーサーを取り付けるとしている。本設備はどちらの対応を取るのか、説明すること	[529]スクラップ貯蔵棚(粉末用)(作業室(2))は、ユニットから表面間距離が15.0cm以上離れた位置に隔離管理線を引き、15.5cm以上のスペースを設置した移動式台車が隔離管理線を越えて設備・機器に寄り付かないように管理する設備です。 なお、これらの対応について、添付説明書に説明を追記します。
2894	0126-臨界3 ・P5303 ④[4.1-設6]秤量器(荷重変換器)が在荷≤14.8kgを検知している時に、受け入れ負荷とするILを設置する設計とすると説明しているが、どのようなILを設置しているのか説明すること。また、仕様表(P2126)に、この設計番号の記載がない。 ・P2130 表り設-4「その他加工施設 仕様表(次回以降申請に適合を確認する範囲)」については、仕様表毎に作成し、管理すること。	・金属容器(ペレット)1容器でポート(焼結)1ポート分のU02ペレットを取り扱う仕様としております。ポート(焼結)1ポート分で約13kgU程度のU02ペレットを収納することから、ペレット明替え機内の秤量器が金属容器(ペレット)内に質量の存在を検知した時点で、ペレット明替え機へポート(焼結)を受け入れないように、ポート(焼結)受入口にあるストッパーを下降させないインターロックとなっております。 なお、金属容器(ペレット)を秤量する秤量器はp2126に示す保安秤量器ではなく、ペレット明替え機付属の秤量器(ペレット明替え機に秤量器が付属することはp768に表記)となります。 ・仕様表(次回以降申請に適合を確認する範囲)については、各設備の仕様表とのつながりがわかるように記載を工夫いたします。
2895	0126-臨界4 ・p345遠心ろ過機 仕様表、p419遠心分離機 仕様表。p5330添設1-1-2表で、ポンプについて新たに核的制限値を設定していることが説明されているが、仕様表の「変更内容」欄にその記載がない。	拝承いたしました。 新たに核的制限値を設定した機器については、変更内容に、その内容を記載します。
2896	0126-臨界5 ・p1229運搬台車 仕様表、p1232中間仕掛品一時貯蔵棚 仕様表、p1234金属容器(粉末)用台車(1) 仕様表。 p5335~5336添設1-1-3表で、容器の改造に伴って 核的制限値を見直したことが説明されているが、仕様表の「変更内容」欄にその記載がない。	2895同様に、核的制限値を変更した機器についても、変更内容にその内容を記載します。
2897	0126-地震1 P5701で□の350℃の許容値の参照がJISとなっているが、許容値はJSMEのSy値から算定する方針なのではないか、許容値の妥当性について説明すること。	JSMEのSy値を確認できる材料の部材に変更(改造)し、その改造に対する評価を実施します。
2898	0126-地震2 更問No2862 ペレット配列機(3)の波及的影響に伴う設計見直しについて、「第2回補正機器図には反映済」とあるが、仕様表を含め図(P3226)アンカーボルトの総本数は同じ。設計変更後の検定比が0.93→0.48となる理由を説明のこと。又、既設のボルト本数、撤去するボルトの位置、本数が補正前と異なる理由についても説明のこと。	ペレット配列機(3)は、波及的影響の評価の結果により、第1回補正から第2回補正で改造箇所を変更しております。具体的には、既設ボルト(あと施工金属拡張アンカーボルト)の撤去本数を2本から3本に変更し、新設ボルト(あと施工接着系アンカーボルト)の本数を2本から3本に変更しています。 アンカーボルトの総本数は同じですが、第1回補正の検定比最大箇所アンカーボルト(検定比0.93)を、あと施工金属拡張アンカーボルトから、許容限界の大きい接着系アンカーボルトに変更したため、別のアンカーボルトが検定比最大となり0.48に変更となりました。 なお、これまで波及的影響については仕様表で注記の形で示しておりますが、今後は設計番号を[6.1-設7]として明確にすることといたします。設計番号の文に以下のケースを示すこととします。 [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的影響を生じない設計とする。
2899	0126-外部衝撃1 ・p1220大型粉末容器用台車 仕様表。「[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤで固定する。」の記載が無い。P5781では該当する旨、記載あり。	表へ設-6 大型粉末容器用台車に「[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようワイヤで固定する。」を記載します。
2900	0126-火災1 ・[11.5-設1]p4583の表に記載はあるが、仕様書、添付説明書に記載なし。設計内容、該当する設備・機器について説明すること。	設計番号対比表の記載を適切に修正させていただきます。
2901	0126-火災2 ・[11.3-設3]。P5560では、「火災発生時の温度上昇による閉じ込め機能への影響が考えられる設備・機器」のみを対象として記載しているが、許可p添5-49の記載では、対象を限定しているとは読み取れない。許可との整合性について、考え方を説明すること。	ご指摘踏まえ、P5560に、事業許可の方針が読み取れるよう、11.3-設3を以下のように修正します。 ・[11.3-設3] 設備・機器に係る電力用ケーブル及び計測・制御用ケーブルについては、火災によりその機能を損傷しても安全側に動作する(運転停止する)設計を基本とする。このうち、加熱機器の異常な温度上昇により、放射線被ばくを及ぼさないための臨界防止機能及び閉じ込め機能への影響が考えられる設備・機器(温度高インターロックを有する機器)を添設2-2.2表に示す。

No.	コメント内容	コメント回答
2902	0126-溢水1 ・天井走行クレーン（転換5t）の仕様表（p1213）に「[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位より高くする。」が記載されているが、設備図面（p3454）等から、具体的な設計が読み取れない。クレーンでは、運転中にウランが存在する部位（取り扱う容器）の高さが変化するが、溢水水位以下に容器がいかなよう運転を制限するのかが。	クレーンについては、可動式で高さが変動するものですので、ご指摘ふまえ[12.1-設3]については、クレーンの仕様表からは削除させていただきます。 なお、今回の申請では、UF6シリンダ、大型粉末容器を吊り上げるクレーンを申請しておりますが、いずれも、ウランの存在する部分が溢水高さ以上の容器を、吊り上げるものですので、溢水高さを運転管理により担保することはありません。この旨を溢水の適合性説明書に記載させていただきます。
2903	0126-安全機能1 P5648では仮に爆発性雰囲気形成されたとした場合、その部位は炉心管入口若しくは出口付近のみに限定されるとある。出口付近には破裂板が設置され、入り口付近には通常運転時から使用している排気経路が存在している。 破裂板については設計の妥当性が示されているが、入り口付近の経路については説明がない。入り口付近の爆発を想定し、通常排気経路に爆発の影響が及ぶ場合の設備の健全性について考慮しているか、その影響の大小関係や許可時の説明との整合性も含めて説明すること。	P5642評価書に記載の通り、ロータリーキルンで爆発が発生した場合、破裂板により軽減した爆発圧力に対して設備が健全であることを示すことにより、設置した破裂板の設計方針が妥当であることを示しています。 爆発圧力は、事業許可審査でご説明のとおり、 $P=1.8K$ （ $K$ は、面積比（キルン径/圧力逃がし径））で想定しております。したがって、破裂板径<前室排気径であることから、爆発圧力想定するうえでは、破裂板径を想定することが大きくなり保守側の評価となります。 よって、事業許可審査許可や設工認申請書では、破裂板から逃げる場合の発生圧力に対し、粉末及び水素を取り扱う部分についての評価を記載しています。また、前室側の、排気配管、ダストチャンバ、フィルタについても、想定する爆発圧力に対して健全であることを確認しています。 これらが、明確になるようP5642～P5643の記載を充実させます。
2904	0126-安全機能2 P5661のバッチ式小型焼結炉の爆発圧力逃し機構（ラプチャーディスク）の設計において、添設設2-5-1表 爆発時の発生応力評価における焼結炉部の炉内側壁温度250℃という設定が保守的な条件となっていることを説明すること。	炉の内部は、焼結用容器の周りにヒータが配されその外側を断熱板で取り囲む構造です。評価対象の側板は上記断熱板の外側に空間をあげ位置していることから、遮熱板及び遮熱板と側板の空間（水素雰囲気）による断熱効果により、側板の外表面温度の実績は約50℃と十分低いものです。上記の空間（水素雰囲気）の熱伝導率は、側板（ $\square$ ）に比べ約1/100程度と小さいことから、上記の結果より保守的に側板の内面を評価しても100℃未満と十分に低いため、250℃として評価することは十分保守的といえます。 以上がわかるように、添付図及び添付説明書に説明を追記します。
2905	0126-地震（建）1 （P4679）シリンダ洗浄棟における「南側（6通り）」の鉄扉、堰の閉じ込め、溢水機能が「一」となっている。1類相当の地震力により、第2廃棄物処理所が倒壊しても、シリンダ洗浄棟の閉じ込め機能が維持できることを説明すること。また、内部火災「〇」の理由を説明すること。 各建物の各部位に期待する安全機能が当該表に適切に記されているか確認すること。	堰を設置すること、及び鉄扉を含めた建物は耐震重要度分類第1類であり、閉じ込め機能は維持できます。P4679ページは修正します。 また、鉄扉を火災区域境界にしたので◎に改定します。
2906	0126-外部衝撃（建）1 ・2432頁図1建-5-1水素障壁は南西部に開放されているが、付近の第1廃棄物処理所等の建物の健全性は保たれているのか？ ・2267、2268頁図1建-1-5、-6第2廃棄物処理所の渡り廊下を経て、隣接するシリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所の間にエキスパンションジョイントが設置される（EXP. J①、②）が、 -2268頁EXP. J の無い側は防護ラインは不要ではないかとも思われるが、渡り廊下の屋根はF3竜巻で損傷するため必要なのか。 -2265頁の8-dExp. J改造の耐竜巻は○ではなく、◎ではないのか？	・外部火災の方針書に、図を添付します。 ・ご指摘の通り渡り廊下の屋根はF3竜巻で損傷するため、建物を第1廃棄物処理所、及びシリンダ洗浄棟の外壁（含む鉄扉）を防護ラインにしています。 ・P2265は設置の主目的を◎、影響があり安全機能を要求されるものを○としています。Exp-Jは耐震性（地震時の建物の独立性を確保するために設置するので耐震を◎、竜巻を○としています。 ・2265頁の図1建-1-3(2/2)の工事の方法を「耐震性向上を目的」に修正します。
2907	0126-外部衝撃（建）2 （P2096）水素障壁の外部火災に対する仕様[8.2-建2]に、水素トレーラ出入口からは横方向に爆風が解放されるが、水素ガス爆発の影響範囲には、核燃料物質を内包する設備が設置されている建物がないため、鉄扉を設置しない。とあるが、影響範囲を図面にて説明すること。	・外部火災の方針書に、図を添付します。（2906と同じ）
2908	0126-不法侵入（建）1 ・1610頁除染室・分析室の鉄扉は、不法侵入の障壁を構成しており、不法侵入の対象として、（アンダーラインで示す等により）申請すること。	拝承しました。鉄扉により不法侵入防止の安全機能を刈り取ったことがわかるように下線を引きます。
2909	0126-不法侵入（建）2 ・[9.1-建2]業務系の情報システムについては、電気通信回線を通じた（ファイアウォール装置等の設置により、）外部からの不正アクセスを遮断する設計としているが、（）の記載は説明書のみで仕様表などにはないので、記載を整合させてもらいたい。（1550頁、4794頁）	記載を整合させます。具体的には仕様表の記載に統一致します。

No.	コメント内容	コメント回答
2910	0126-安全機能(建)1 P4814 資料11建(安全機能を有する施設) : (2)設計基準事故時の説明において、今回申請で設計基準事故に係る設備を申請している建物(工場棟転換工場、工場棟成型工場、加工棟成型工場)については、鉄扉だけでなく、建物全体(又はDBAが発生する室)を対象として、DBA発生時にこれらの建物の安全機能を発揮できる設計であることを、申請範囲に含め説明すること。	DBAが発生する部屋がある転換工場(鉄扉を除く)のDBA時の安全機能維持については、4次申請書で説明しております(4次申請書p999-1000)。 6次申請において鉄扉を分割で申請する転換工場は、鉄扉だけでなく、鉄扉も含めた転換工場全体として、総括的にDBA時の安全機能維持という説明が必要とのご指摘と考えます。 既認可の建物を含め、全ての設計基準事故を適合説明に記入します。 ご指摘を踏まえ、転換工場建物及びその鉄扉でDBA時の安全機能を維持する旨の説明を追記致します。 なお、追仕様表には下線を引いていることを確認しました。
2911	0126-放射線管理(建)1 ・2266頁、図イ建-1-4管理区域区分図で付属建物第2廃棄物処理所の放射線業務従事者等の汚染検査装置が出入口近くに記載されているが、第1種管理区域内に設置すること	2266頁、図イ建-1-4管理区域区分図に記載しているのは出入り管理装置(カードリーダー)です。不法侵入を防止するため、非管理区域側に設置しています。汚染検査装置(ハンドフットモニタ)は管理区域内に設置しています。 設計番号[19.1-建1]の検査エリアについては今回申請対象です。その他、次回以降申請となる放管施設を追記します。
2912	0126-遮蔽(建)1 ・P1645 追表ト建-1-10 付属建物廃棄物管理棟の仕様表 : 遮蔽に係る設計[8.1-2]の対象とする遮蔽壁を図面等で具体的に示すこと。 ・P4513 表4-1-1 刈取表に、記載がない。仕様表(P1645)と刈取表(P4513)、星取表(P4634)の「●」(まる+下線)、その他関連箇所の記載が整合するよう記載すること。 ・P4634 表1-1-1 技術基準に対する設計との対比表(星取表)については、第1次設工認で認可を受けた安全機能を漏れなく記載したうえで、今回の申請対象となる安全機能を「●」(まる+下線)等で識別し、記載すること。 ・P4634 表1-1-1 技術基準に対する設計との対比表は、既認可の仕様表及び本申請の仕様表に記載した設計番号と対応するよう記載すること。 ・星取表については、既認可の申請書に添付した星取表を用いて、本申請に係る安全機能が「○」で識別できるよう記載し、管理すること。工場棟転換工場・成型工場・組立工場、第2核燃料倉庫、除染室・分析室、加工棟成型工場等、分割申請する全ての加工施設についても同様に記載し、管理すること。	・追仕様表(p1645)の[8.1-2]に下線を付与しましたが、当該部分(廃棄物管理棟の外壁(一部間仕切り壁を含む。))及び天井)は、一次設工認で申請済みであり、下線を削除いたします。また、星取表(p4634)の「●」を削除いたします。 ・星取表については、安全機能を漏れなく記載し、管理するように致します。なお、分割申請において、事業許可で約束した全ての加工施設が申請され、各施設的安全機能が漏れなく申請・刈り取りされていることについては、7次設工認申請書で示すこととします。
2913	0126-換気(建)1 P4848 資料20建 : [23.1-建1]の説明において、「人が常時立ち入る場所」と「第1種管理区域」は同じ場所(区域)として説明しているのか。第1種管理区域の他の場所も存在することを意図しているのであれば、その場所を説明し、事業許可に記載した排気能力以上の排気設備であることを説明すること。	換気が要求されるのは、第1種管理区域です。第1種管理区域の他の場所も存在することを意図しているものではありません。
2914	0126-非常用電源(建)1 P169 工場棟転換工場の仕様表 非常用電源設備[16.2-建1(4次)]に記載している設計仕様の「無停電電源装置」は次回以降申請予定であることを記載し、次回表等の関連部分も見直すこと。他の建物についても同様	拝承しました。無停電電源装置については、既認可の仕様表には追記を避けるとの方針で記載しておりましたが、7次申請で刈り取りが必要であることが明確になるように追記します。
2915	0126-その他(建)1 (P1187) 第2核燃料倉庫の刈取表において[4.3-建4] ガラリ部を構成するのは、気体廃棄設備(1)に関連する管理番号を記載すること。612、613等。	拝承しました。必要な番号を追記します。
2916	0126-その他(建)2 (P1195) [16.2-建1] 無停電電源設備が7次申請であるならば次回以降申請である旨を記載すること。刈り取り済と判断される。	拝承しました。(2914と同じ)
2917	0126-地震(気廃)1 インターロック機構の耐震重要度分類に関し、適合説明書の記載内容と設計仕様と以下の相違があり、確認の上、説明のこと。(気排(1)以外の設備も含む) 1) [6.1-設3] 地震インターロックを除くインターロックの制御部は耐震重要度分類第3類とすること→第2類のインターロック制御部があること(排ガス分解装置) 2) [6.1-設4] インターロックの制御部が第3類でも第1類の機器・配管に設置するインターロック機構の検出端、作動端は第1類とすること →①インターロックの制御部とあるが、警報設備についても第1類とする設計があること(堰漏水検知警報等)。 ・警報設備を含む場合、収集ピットの検出端も第1類に該当するのではないかと(P5997) →②制御部が第3類のインターロック機構で作動端、検出端を第2類とする設計があること。(給排気ファンIL等(P6004))	ご指摘いただいた排ガス分解装置に関し、[6.1-設3]の記載に関しては仕様表に合わせ適合説明書を適正に修正致します。 ・[6.1-設4]の尚書(なお、インターロックの制御部が耐震重要度分類第3類であっても第1類機器・配管に設置するインターロックの検出端、作動端は耐震重要度分類第1類の水平地震力に耐えることができる設計とする。)は、耐震2類/3類のインターロックに対する記載ですので、記載箇所を改めます。 また、給排気インターロックの記載に関しては適合説明書・添付説明書の記載を適正化いたします。 なお、事業許可約束事項「耐震重要度 第1類 耐震重要度が第1類である機器の閉じ込めの一次バウンダリを構成するインターロック機構の検出端、作動端(7-13)に対する適合説明が抜けておりましたので、この適合説明の追加と合わせて適切に修正させていただきます。 また、堰漏水検知警報などの警報設備で耐震重要度分類第1類とするものはございません。(先行申請のUF6漏えい警報設備のみが耐震重要度分類第1類です。)
2918	0126-地震(気廃)2 更問No.2872 固縛治具によるドラム缶等の転倒防止評価の基本方針について基本方針書に記載すること。	1/19の面談のコメントを受け、基本方針書(添付説明書一設9)に固縛治具によるドラム缶等の転倒防止評価の基本方針は記載します。

No.	コメント内容	コメント回答
2919	0126-地震(気虞)3 例えば、P1826の排気ダクトダンパなどにおいて、耐震一類設備が含まれる場合であっても、その他事業許可で求める仕様の欄に、水平耐力1Gで弾性範囲といった設計方針がかかれていないことについて、その他の耐震一類設備との違いを説明すること。	拝承致しました。 耐震1類の排気塔～逆流防止ダンパ間のダクトに対して99設-1の設計番号を記載致します。
2920	0126-閉込(気虞)1 [10.1-設60][99-設6] 仕様表P1759スクラバ(分析系統)について、酸性ガスの中和に係る記載が閉じ込めの技術基準とその他許可で求め仕様で記載されているが、どのように整理をしているのか	酸性ガスの中和に係る記載は技術基準から紐付けられない項目であるため、その他で記載しております。一方、事業許可(安全機能一覽)では閉じ込めに整理したため、双方へ記載しております。
2921	0126-閉込(気虞)2 1862頁高性能エアフィルタの仕様表で、捕集効率99.997%及び99.9%、2段階者はバンク型)2種類を用いる理由は何か?	ウランの移行率の高い局所排気系統は2段(捕集効率99.997%)を用いており、ウランの移行率の低い部屋排気系統はバンク型(99.9%以上)を用いております。 添付説明資料に上記考え方について記載するようにいたします。
2922	0126-火災(気虞)1 ・[11.3-設20]屋外との火災区域境界を構成する逆流防止ダンパ又は防火ガラリをダクトに設置することについて、気虞系の今回の申請設備にガラリにガラリ(説明書4805頁に記載有るが)は有りますか?	ガラリに関しては給気ダクト・ダンパの一部として申請させて頂いており、仕様表と系統図に当該箇所を示させて頂いております。 (表ト設-気12、気37、気48、図ト系 1-32、1-33、2-21、2-22、3-12)
2923	0126-溢水(気虞)1 ・5838頁の設5説明書では[12.1-設11]気体廃棄設備(5)を構成する排気設備(排気ファン、高性能エアフィルタ)の設備高さは溢水水位より高く設計することとあるが、仕様表では排気ファンと制御盤のみで高性能エアフィルタに記載なし不整合。	添付説明書-設5(p.5838)の気体廃棄設備(5)に関する記載を明確にいたします。
2924	0126-安全機能(気虞)1 ・[14.4-設1]施設の供用について、技術基準の説明書だと、P4828だと[14.1-設1]になっているので、修正すること	拝承いたしました。適合説明書およびP4585の表を修正させて頂きます。
2925	0126-警報(気虞)1 [635]排ガス分解設備について ・失火をどのように検知するのか ・検知器の位置は、図面上何処にあるのか ・ガス供給配管は図面上どのように接続されるのか ・インターロック時に停止する弁はどこにあるのか ・ガスはどこから供給するのか。供給先は加工施設か否か。加工施設ではない場合、加工施設とのその取り合いは	安全燃焼ILの機構は、検知器により炎から発せられる紫外線が途切れたことで失火を検知します。仕様表、適合性説明書等に原理も含め補足します。  検知器の位置、ガス供給配管及びインターロック時に停止する弁に関しては機器図(図ト設-気4)に追加することと致します。  なお、ガスはLPGのタンクから供給し、LPGタンクは屋外に設置されており、加工施設ではございません。加工施設の取り扱い点としては排ガス分解装置のLPG供給弁を境界としております。  上記も含め、排ガス分解装置の記載について確認いたします。
2926	0126-警報(気虞)2 転換第一廃液貯槽について、[18.2-設10][714]ろ液受槽位高インターロックの記載があるが、該当するのか(作動端・検出端が廃液貯槽にあるのか? (P3690)。	・P.2559(図イ系-10(1/4))に示す通り、ろ液受槽液位高により、給液するポンプ(廃液送液ポンプ)を停止する意図で、[18.2-設10]に記載しています。なお、検出端である液位計は図ト設-液1(1/2)に記載しております。 ・図ト系-液1から、接続先である、図イ系-10(1/4)を読み込むという作りこみをしておりましたが、IL動作を示すうえでは重要な情報ですので、転換第一廃液貯槽の仕様表の添付図欄に図ト系-液1を記載させていただきます。 また、ろ液バグフィルタは、イオン交換塔(吸着塔)から、万が一、イオン交換樹脂が流出し、集水槽(チェック)へのウラン移行を防止する目的で、異物として混入しないためにバックアップの機能として、設置しています。
2927	0126-廃棄、換気(気虞)1 ・1848頁表ト設-気70排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)仕様表でダクト・ダンパの隙間の発生可能性がある接合部にシール施工を行うとあるが、→1853頁の表ト設-気72にはシール施工記載なしにつき、高性能エアフィルタ上流はなぜ含めないのか?	今回の申請では、局所排気系統の排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)に関しても、排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)と同様に「ダクト・ダンパの隙間の発生可能性がある接合部にシール施工を行う」といたします。
2928	0126-外部衝撃(固虞)1 廃棄物貯蔵設備(5)のドラム缶及び角形容器は、竜巻荷重により固縛治具に発生する応力が材料の許容応力以下となる設計としていることは確認されているか?	廃棄物貯蔵設備(5)は、F3竜巻荷重による固縛治具に発生する応力が、引張強さを元に設定した許容限度以下となる設計であることを確認しております。(添付説明書-設4:竜巻防護に関する説明書参照)
2929	0126-溢水(建)1 添付説明書-建8(P5224)5. 溢水水位の評価に用いた溢水源、溢水量を記載し、説明すること。	溢水源(工業用水、水道水等の外部からの供給水、ウラン廃液等を内包する設備・機器及び貯液)、及び溢水量を追記します。
2930	0126-溢水(建)2 ・加工施設の建物内部にはスプリンクラーの設置はないこと(許可(添5)-99)は満足しているか?満足しているなら、本件を説明書にも記載してください。	当社の加工施設にスプリンクラーはない旨を追記します。
2931	0126-換気(気虞)2 ・P4850 第23条(換気設備)第3号のろ過装置の技術基準適合説明について、気体廃棄設備の高性能エアフィルタを設置する設計であることを記載し、説明すること。気体廃棄設備(1)計器室内排気系統(P3601)の高性能エアフィルタについても、ろ過装置としての安全機能として記載し、説明すること(該当する場合)	ご指摘の換気設備については、再循環給気を行う系統の高性能エアフィルタが該当しますので、それらについて整理し、適合性説明等に説明を加え、仕様表に反映いたします。

## 6次申請第2回補正に対するコメントの対応状況

MSR-21-007  
2021年1月29日  
三菱原子燃料株式会社

No.	コメント内容	コメント回答
2932	0129-地震1 更問No. 2917 なお書き以降の許可7-13に該当するILの検出端、作動端について、添説設6付録1-1表（P5995～）における該当箇所を説明のこと。 （本許可約束事項の該当機器は、6.1-設4に包絡されるのか）	添説設6付録1- 表は、ILの検出端、作動端を設置している設備の耐震重要度分類を記載しています。 （7-13）が適用される対象は、閉じ込めの1次バウンダリを構成する検出端、作動端であり、検出端、作動端の耐震重要度分類は機器の耐震重要度分類と同じにしています。  なお、[6.1-設4] の設計番号は（7-12）の要求であり、（7-13）の要求を包絡するものではありません。
2933	0129-地震(建)1 集水ピットの厚さが図面で確認できない。	集水ピットの図面にコンクリートピット部の底面と側面の厚さを記載します。
2934	0129-工事(建)1 （P112） シリンダ洗浄棟で床を掘削する工事はあるか。	シリンダ洗浄棟で床を掘削する工事はございませんので、前回のコメント（No. 2886）回答のとおり、当該記載は削除いたします。
2935	0129-工事(建)2 （P2077） P2077にも第3核燃料の準備工事に係わる記載があるが、違いは何か。	第3核燃料倉庫での準備工事は、当該建物に設置されている貯蔵設備、放射線管理設備、非常用設備のそれぞれについて記載しております。 P1152、P1977、P2077
2936	0129-工事(建)3 （P1152） 準備工事の項目で、第2種管理区域内で発生する廃材や不要となる設備機器の処理について、他の工事の方法に展開する必要はないか	第2種管理区域内で発生した廃材等はサーベイ後、所内の所定場所にて保管または廃棄物として廃棄する予定です。工事フローに第2種管理区域の手順を追記します。
2937	0129-外部事象(建)1 （P145） 第2 廃棄物処理所の外気取入用ファンの前にフィルタがあることを（P3688）図ト系6-5で確認できるか。	空調機（外気取り入れ用ファンが内蔵されている）の前にプレフィルタがあることは図ト系6-5に記載しております。